

「B」譲許品目の段階的引下げ・撤廃の例

例)いちじく(生鮮のもの):HS 0804.20-010

日本側譲許……B5(6回の段階的引き下げによる撤廃)

MFN税率……6.0%

GSP税率……3.0%

基準税率:3.0%

基準税率は2004年4月1日現在のMFN税率。
但しGSP対象品目については、GSP税率が基準税率になる。
例外1品目:ガラス製の細貨
(HS 7018.90-010)

(X年目の税率の求め方)

$$\begin{aligned} \text{1回の削減幅} \\ &= 3 \div (5 + 1) = 0.5 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{X年目の税率} \\ &= 3.0 - X \times 0.5 \end{aligned}$$

